〈令和3年12月22日(水)開催〉

<u>デジタル原則と改革の方向性</u>:官民を通じた<u>デジタル化の遅れを克服</u>し、<u>デジタル化の恩恵を国民や事業者が享受し、実感</u>できるようにすべく、 デジタル社会の実現に向けた構造改革のための5つの原則を整理。

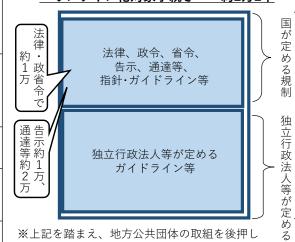
4万件以上の法令・通知・通達等について、デジタル原則への適合性への点検を実施し、規制改革推進会議における先行的取組の横展開を図る。また、2万以上の行政手続きについてオンライン利用率引上等を推進。「3方良し」の制度改革による経済効果により、デジタル関係の規制・手続見

直しによる経済成長の実現を企図。

第7層 改革を通じて実現すべき価値 (デジタル社会を形成するための基本原則) 新たな価値の創出 構造改革のためのデジタル原則 アーキテクチャ 書面、目視、常駐、実地参加等を義務づける手続・業務に 第6層 原則① ついて、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本と 業務改革・ デジタル完結 し、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を BPR/組織 自動化原則 実現すること。国・地方公共団体をあげてデジタルシフト への組織文化作りと具体的対応を進めること。 -律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能 原則② 等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとと アジャイル 第5層 もに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継 ガバナンス原則 続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点 (機動的で柔軟なガ 検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を バナンス) 原則③ 公共サービスを提供する際に民間企業のUI/UXを活用する 第4層 など、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化 官民連携原則 利活用環境 する新たな官民連携を可能とすること。 (GtoBtoCモデル) 官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを 原則(4) 第3層 |享受できるよう、国・地方公共団体や準公共といった主 相互運用性 連携基盤 体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性 確保原則 第2層 ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共と データ いった主体・分野ごとの縦割で独自仕様のシステムを構築 原則⑤ 第1層 共通基盤利用原則 するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用する とともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。 インフラ

全法令等について点検・見直し

・点検対象の法令等 : 約4万以上 ・オンライン化対象手続き : 約2万2千



※上記を踏まえ、地方公共団体の取組を後押し (例:国の点検結果等に関する情報提供や地方公 共団体での先進的な取組事例を紹介等) 既存の規制 (件数は法律・政令・省令の該当条項 : 合計約5000)

参考資料1

現場で目視を求める規制 〈法令等2,049件〉

定期点検等を求める規制 〈法令等1.061件〉

人の常駐等を求める規制 〈法令等219件〉

講習・証明書・閲覧に対面・書面を求める規制 〈法令等1,535件〉

一律の規制、データ連携が困難なルール

オンラインで申請できない 利用しにくい行政手続

構造改革のためのデジタル原則を踏まえたデジタル・規制・行政の一体的改革

◆規制改革推進会議

(1)先行的取組/ デジタル・リアル改革の連携/現場・地域における改革

- 先行:常駐/専任規制見直し (例:建設業技術者の配置要件) 等
- デジタル・リアル:オンライン教育・1人1台端末 等
- 現場・地域:抗原検査キットの利用環境整備 等

(2) 『当面の規制改革の実施事項』(令和3年12月22日決定)

- 「人」が生み出す付加価値を増やすとともに、新たな成長産業を創出し、成長と分配の起爆剤となる経済成長を実現。
- このため、4つの重点分野+各分野共通の「デジタル基盤」を改革
 ①スタートアップ・イノベーション、②「人」への投資
 ③医療・介護・感染症対策、④地域産業活性化、⑤デジタル基盤
- 「※ 上記の考え方を踏まえ、ワーキング・グループ(WG)も改組。

◆デジタル時代の政策の形成・評価

行政改革推進会議の下にワーキンググループを設置し、「アジャイル型政策形成・評価」について検討を進める。

ジ

 σ

◆EBPM

デジタル人材の需給に関するデータ分析に代表されるEBPMに関する先進的な取組を踏まえ、取組を進める。

◆準公共分野等におけるシステム・制度の一体的検討

国・地方公共団体・民間事業者間のデータ連携プラットフォーム構築や関連制度・ 規制の整備・見直し等につき検討を進める。